

東京交通新聞 2008 年 5 月 26 日 (月)

< 国交省通達案 >

タク運転者登録取り消し

乗車拒否 30 日、飲酒 2 年

国土交通省は 21 日、タクシー運転者登録制度を強化する改正タクシー業務適正化特別措置法 (6 月 14 日施行、全国 13 政令指定都市・地域対象) の告示・通達案を公表した。

「登録取り消し」基準では、乗車拒否 30 日、飲酒運転 2 年など再登録禁止期間を設定した。公表案は概要の形となっており、同省は 29 日までパブリックコメント (一般意見) を募った後、成文化し、制定・適用する方針。

登録取り消し対象違反項目・期間は、項目ごと 2 年以内の範囲で初犯・再犯に分けて設定。タク特措法・道路運送法違反を重視するとともに、飲酒運転は初回でも最大の 2 年に。死傷事故、旅客への暴行は各 1 年。再犯の場合の取り消し期間は初犯の日数の 3 倍をベースとした。

駐停車や領収書発行義務など取り消しに至らない軽微な違反行為には「警告」を出す。点数制度を抱き合わせ、点数の累計が一定レベルに達したら国が事業者に「講習受講命令」を発動する。事業者が命令に従わないときは車両停止処分とする。

告示・通達案はほかに、登録実施機関や講習体制に関する要件項目 (設備、専任管理者・講師、年間計画など) を列挙した。

国交省は同日、関係するタクシー協会・センター組織の担当者を集めシステム操作説明会を行い、本稼働に向け最終確認した。

代行顧客車に保険義務づけ

省令改正案

自動車運転代行業の顧客車に車両保険・共済の加入を義務付ける運転代行業適正化法の施行規則 (国土交通省令) 改正案が 17 日公表された。

補償限度額の下限を 200 万円とした。来月 15 日までパブリックコメント (一般意見) を募り、同月中に公布し、10 月 1 日施行の予定。

運転代行サービスの損害賠償措置は現在、代行業者に対人・対物の保険・共済の加入が義務化されているが、顧客車の損壊を補償する保険・共済は法令上、対象外だった。

顧客車への車体表示方法に関しても 20 日、同法の改正施行規則 (内閣府令) が公布・施行された。ドア部分だけでなく車内前面などでも認める。マグネット板による脱着が顧客車を傷つけるとの批判があった。

いずれの措置も国交省と警察庁が共同で 2 月に策定した「利用環境改善プログラム」を具体化した。